

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和5年9月15日

令和5年台風第13号による被害に係る 普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和5年台風第13号により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 13団体(9市4町)

福島県いわき市、南相馬市

茨城県 日立市、高萩市、北茨城市

千葉県 茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、

睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町

2 繰上げ交付額

福島県	いわき市	1, 009百万円	南相馬市	435百万円
茨城県	日立市	526百万円	高萩市	201百万円
	北茨城市	216百万円		
千葉県	茂原市	313百万円	鴨川市	287百万円
	山武市	497百万円	大網白里市	274百万円
	睦沢町	117百万円	長柄町	94百万円
	長南町	126百万円	大多喜町	139百万円
合 計				4, 234百万円

3 日程

令和5年9月15日(金) 交付決定

令和5年9月19日(火) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを 円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 11月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 青山、西林、神野 TEL 03-5253-5111(代表)

TEL 03-5253-5612(直通)